

令和7年度再商品化に関する入札について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定される分別基準適合物の再商品化について、「1. 対象業務」の入札に参加しようとする事業者は、次により当協会への申請を行ってください。

なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第32条の規定に基づき、当協会が発注するプラスチック使用製品廃棄物に係る分別収集物の再商品化の入札に参加しようとする事業者についても、次により当協会への申請を行ってください。

令和6年11月11日

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル2階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 対象業務

- (1) ガラスびん分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の再商品化
- (2) PETボトル分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の再商品化
- (3) 紙製容器包装分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の再商品化
- (4) プラスチック製容器包装分別基準適合物（容器包装リサイクル法）の再商品化
- (5) プラスチック使用製品廃棄物に係る分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）の再商品化

2. 入札方法

- ① 再商品化の入札・選定は、運搬事業者と3項に記載する当協会への事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、入札対象となる市町村・一部事務組合の保管施設ごとに行います（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません）。
- ② このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。
- ③ この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者の選定の準則は、4項の「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。
- ④ 入札の方法につきましては、令和7年度保管施設ごとの入札条件リスト、契約条件、再生処理事業者の工場所在地及び担当連絡先リスト等の再商品化に関する入札書類の内容に従ってください。
- ⑤ 登録された再生処理事業者及び同事業者とジョイントグループを形成し運搬事業の受託を希望する運搬事業者を対象として、入札説明会を12月16日（月）～12月18日（水）の間に開催いたします。なお、今回は全てWEB会議（Zoom）での開催となりますので、入札を行う再生処理事業者の方は、入札説明会へ必ずご参加ください。

- ⑥ 入札書類は、当協会ホームページの「オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>) からダウンロードした上で印刷を行い、入札説明会開始までにお手元にご準備ください。なお、運搬事業者の方で参加をご希望の場合、12月9日(月)までにご一報ください。
- ⑦ 入札は、4素材ともに「オンライン入札」となっています。「オンライン入札」への参加方法の詳細につきましては、入札説明会にてご説明いたします。
- ⑧ オンライン入札への参加には電子証明書が必要となります。電子証明書の購入が必要な場合には、別途、株式会社帝国データバンクより送付される申請書類に記入のうえ返送し、入札までに電子証明書の購入を完了してください(電子証明書の入手には、2～3週間程度が必要です)。

<入札説明会の日程>

以下の日程にて入札説明会を開催いたしますので、入札に参加を希望する事業者はご出席ください。なお、今回は全てWEB会議(Zoom)での開催となりますのでご注意ください。参加をご希望される場合は、オンラインにてお申込みください。

申し込み方法：再生処理事業者の方は、当協会ホームページの「オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)からお申込みください。また、運搬事業者の方は、当協会宛に次の要件を記入のうえ、締め切り日までに、FAXまたはメールにてお申込みください。

- (ア) 希望説明会名(ガラスびん入札説明会、PETボトル入札説明会、紙製容器包装入札説明会、プラスチック製容器包装入札説明会)
- (イ) 会社名、連絡先、参加者氏名
- (ウ) メールアドレス

日 時	会議名	開催形式	申込締切日
12月16日(月) 10:30~12:00	ガラスびん入札説明会	※WEB (Zoom) のみで開催	12月9日(月)
12月18日(水) 10:30~12:00	PETボトル入札説明会	※WEB (Zoom) のみで開催	12月9日(月)
12月17日(火) 10:30~12:00	紙製容器包装入札説明会	※WEB (Zoom) のみで開催	12月9日(月)
12月16日(月) 13:30~15:30	プラスチック製容器包装 及び分別収集物 入札説明会	※WEB (Zoom) のみで開催	12月9日(月)

- ⑨ 入札に基づく契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。令和8年度分の事業者登録及び入札は、令和8年度の開始前に改めて行います。ただし、PETボトルについては、上期(令和7年4月1日から同年9月30日)と下期(令和7年10月1日から令和8年3月31日)のそれぞれ半年間とします。

3. 再生処理事業者リスト

- ・当協会に登録を完了した令和7年度の再生処理事業者のリストについては、当協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) をご参照ください。
- ・登録は入札への参加資格の一部であり、再商品化事業の受注を意味するものではありません。

4. 運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

(1) 運搬事業者が以下の条件を満たしていること。

① 4 素材の容器包装の運搬に共通の事項

- (ア) 価格が公正かつ適正であること。
- (イ) 常時連絡可能な連絡先を有していること。
- (ウ) 積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
- (エ) 市町村等の依頼に応じて、2 週間以内に引き取り・運搬が行われること。
- (オ) 契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
- (カ) 容器包装リサイクル法施行令第9条及びプラスチック資源循環促進法施行令第9条第1号に定める基準に合致すること。
- (キ) 関連法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

② ガラスびんの運搬に特有の事項

- (ア) ガラスびん用カレット再生処理事業者への運搬においては、ガラスびんに悪影響を与える異物となる土石、鉋さい等の混入の恐れがある車輛で運搬しないこと。

③ PET ボトルの運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。

④ 紙製容器包装の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。

⑤ プラスチック製容器包装（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法第32条）の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策等が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。
- (ウ) 産業廃棄物を含む分別収集物を運搬する際には、関係法令に従い、車両に必要な表示を行うほか、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を携行すること。

(2) その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項

- (ア) 価格
- (イ) 積載トン数別の車輛保有台数（専用車輛台数、兼用車輛台数等）、形式（平ボディ、ダンプタイプ等）

- (ウ) 入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無
- (エ) 入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬若しくは許可を受けてその業務を実施した経験の有無

ジョイントグループにより入札に参加する際には、当協会が本準則の遵守状況等について確認します。

5. 入札の期間

入札は、ガラスびん、紙製容器包装は令和6年12月20日（金）から令和7年1月31日（金）まで、プラスチック製容器包装は令和6年12月20日（金）から令和7年1月10日（金）まで、いずれも「オンライン入札」により受け付けます。

また、PETボトルに関しては、令和7年1月14日（火）から同年1月31日（金）まで「オンライン入札」により受け付けます。

6. 問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部 TEL：03-5532-8695、8592 Mail：glass@jcpra.or.jp

PETボトル事業部 TEL：03-5532-8691、8578 Mail：PET@jcpra.or.jp

紙容器事業部 TEL：03-5532-8588、8627 Mail：\$kami@jcpra.or.jp

プラスチック容器事業部 TEL：03-5532-8608、8598 Mail：plastic@jcpra.or.jp

（全事業部共通） FAX：03-5532-8515

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階

以上